

## I T人材移住促進補助金交付要綱

制定：令和4年3月25日付け産第1053号

(趣旨)

第1条 県が交付するI T人材移住促進補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県内I T企業による、即戦力となる県外に居住するI T技術者や新規学卒者の確保を促進し、もって県内I T産業の振興を図る。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) UIターン者

県外在住者で、県内に事業所を有し、情報サービス業又はインターネット付随サービス業を営む事業者に雇用され島根県に転入する者をいう。

(2) 世帯

住居及び生計を共にする者のことをいう。

(3) 正社員

次のいずれにも該当する者をいう。

① 雇用期間の定めがない従業員として雇用される者

② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者

③ 事業者の定める労働時間を通じて常勤する者

(4) 入社支度金等

事業者が雇用する者の転居に係る費用等に対して支給する手当等のうち、事業者の定める規定に基づき支給するものをいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、島根県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を構え、情報サービス業又はインターネット付随サービス業を営む企業のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) IT WORKS@島根（島根県が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住のITエンジニアを対象とした無料職業紹介サービスをいう。）及びくらしまねっと（公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住者を対象とした移住支援情報ポータルサイトをいう。）の公式サイトに求人掲載をしていること。

(2) ジョブカフェしまね（公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営する島根県への就職促進を図るため、学生や概ね45歳未満の若年者を対象とした雇用関連の情報をお届けするための就活情報サイトをいう。）の公式サイトに求人掲載をしていること。

(3) 過去3年間で島根県商工労働部産業振興課主催のIT人材確保・育成事業へ参加していること。

(交付要件)

第5条 補助対象事業者は次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

(1) 入社支度金等の制度を新設し、事業所の就業規則等（従業員等採用規程、採用募集要項、求

人票等)に明示していること。

- (2) 令和4年3月31日以前に既に入社支度金等制度を設けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当する者に対して、入社支度金等を支給していること。
  - ① 令和4年4月1日以降に内定した者
  - ② 事業者には雇用されることが決定し、又は内定した以降に島根県に転入する者
  - ③ 島根県内事業所で正社員として従事後3箇月以上1年以内の者
  - ④ 事業者の代表者及び役員配偶者又は一親等の親族以外の者
  - ⑤ 当補助金の対象経費を対象とする島根県の他の補助金(島根わくわく生活実現支援事業等)を受給していない又は受給しない者
- (4) 当補助金の対象経費を対象とする国、地方公共団体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して受給していない又は受給しないこと。
- (5) 入社支度金等の制度導入後、複数年度継続すること。
- (6) 他県(一般的な勤務圏内を除く)に居住しながらテレワークでの勤務を可能としていること。
- (7) 島根県税の未納がないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (10) 当該補助金交付申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率並びに補助上限額は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、対象UIターン者が居所を移すために要した経費のうち補助対象事業者が負担したものとする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 1事業者当たり、3件まで申請可能とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を、次に掲げる書類を添えて、交付の対象である事業が完了した日(雇い入れた日から3箇月を経過した日)から1箇月を経過する日又は次の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- ① 事業実績書(様式第2号)
- ② 申請者が法人の場合にあつては登記事項証明書(現在事項全部証明書)又は個人の場合にあつては個人事業の開廃業等届出書の写し
- ③ 雇い入れたUIターン者の雇用保険及び健康保険に加入したことを証する書類の写し
- ④ 雇い入れたUIターン者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- ⑤ 雇い入れたUIターン者の住民票の写し(世帯全員記載のもの)又は内定日以前に県外に在住していたことを証することができる書面

- ⑥ 雇い入れたU I ターン者を3箇月以上雇用したことを確認することができるもの（出勤簿の写しなど）
- ⑦ 事業所における他県（一般的な勤務圏内を除く）に居住しながらテレワークでの勤務を可能としている制度及び入社支度金等の規定内容を確認できるもの（就業規則、従業員等採用規程、採用募集要項、求人票等）
- ⑧ 収支決算書（様式第3号）
- ⑨ 入社支度金等支給及び受領確認書（様式第4号）
- ⑩ 誓約書（様式第5号）
- ⑪ その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による交付申請書の提出をもって、規則第10条の規定による実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 知事は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、及び額を確定したときは、その旨を補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による交付決定及び確定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の請求を行おうとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定及び確定の取消し等）

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が交付決定及び確定を取り消す必要があると認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、交付決定及び確定日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（実施効果の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業実施年度以降も県が行う事後調査等に協力するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>対象U I ターン者が居所を移すために要した経費のうち補助対象事業者が負担する以下の経費</p> <p>① 引越業者に支払った費用（梱包、運送、開梱等に係る費用）</p> <p>② レンタカー業者に支払った費用（引越荷物の輸送に適した車（トラック、ワンボックス等）の借上げに係る費用）</p> <p>③ 宅配業者に支払った費用（引越荷物の宅配に係る費用）</p> <p>④ その他費用（本人及び世帯の移動旅費、転居先の敷金・礼金等、対象U I ターン者が居所を移すために要する経費）</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>但し、千円未満の端数切り捨て</p>
<p>補助上限額</p>	<p>単身U I ターン者の場合 上限10万円</p> <p>世帯U I ターン者の場合 上限20万円</p> <p>※1事業者当たり最大3件まで申請可能。</p>